

高田馬場創業支援センターの廃止及び 跡施設活用の方針（案）

1-1 施設の概要

- (1) 所在地 新宿区高田馬場一丁目32番10号
- (2) 建物構造 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階
- (3) 敷地面積 269.29㎡（新宿消費生活センター分館を含む）
- (4) 延床面積 315.59㎡（新宿消費生活センター分館を含む）
- (5) その他 新宿消費生活センター分館との複合施設



高田馬場創業支援センター
新宿消費生活センター分館

階数	施設	室名等
3階	新宿消費生活センター分館	会議室、資料コーナー、調理室兼商品テスト室
2階	高田馬場創業支援センター	シェアードオフィス、交流スペース
1階	高田馬場創業支援センター	個室オフィス、会議室兼商談室
	新宿消費生活センター分館	グループ活動室

1-2 高田馬場創業支援センターの概要

項目	内容
施設内容	シェアオフィス（10席）、個室オフィス（2室）、会議室兼商談室、交流スペース 等
施設使用料	シェアオフィス：月額10,000円 / 個室オフィス：月額30,000円
利用対象者	区内で創業等を予定している個人又は中小企業
利用定員	32名（令和8年8月現在の利用者 19名）
利用期間	6か月間（3回まで更新可。最長2年間）
その他 支援事業	・ 創業相談デスク（相談会） ・ 創業セミナー ・ 創業スクール ・ 利用者交流会



シェアオフィス



会議室兼商談室



交流コーナー

1-3 消費生活就労支援課(新宿消費生活センター)の概要

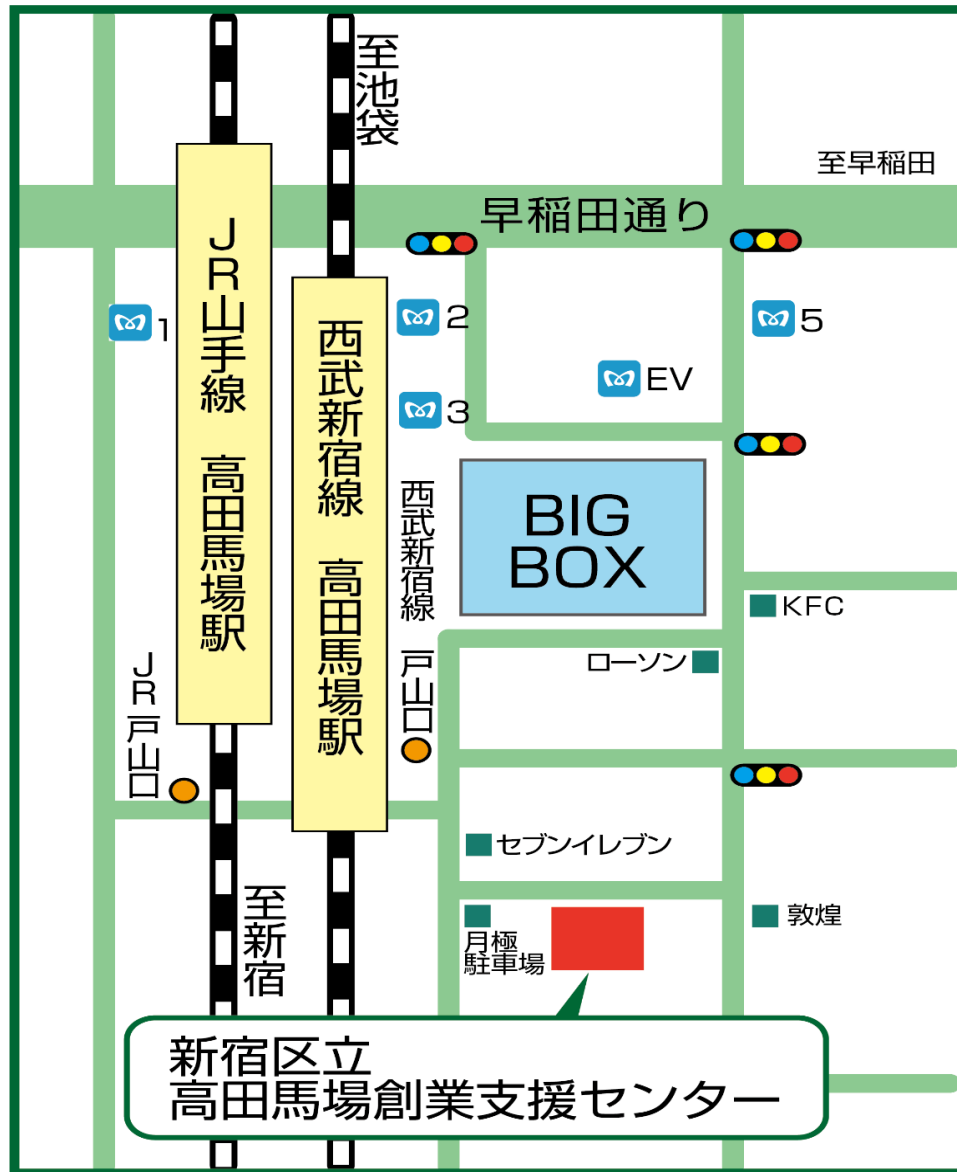
- (1) 所在地 新宿区新宿五丁目18番21号(区役所第二分庁舎3階)
- (2) 面積 107.47㎡
(消費生活就労支援課執務室60.96㎡、消費生活相談窓口46.51㎡)
- (3) 施設内容等

項目	内容
施設内容	・課執務室(9席) ・消費生活相談窓口(6ブース) ・打ち合わせスペース 等
相談体制・内容	・消費生活相談 ・弁護士相談 ・多重債務相談 ・ホストクラブ等による高額請求被害 法律相談

(4) 第二分庁舎全体のフロア配置

階数	課
3階	消費生活就労支援課、衛生課
2階	保護担当課
1階	生活福祉課

2 高田馬場創業支援センターの位置図



【所在地】

新宿区高田馬場一丁目32番10号

【アクセス】

- JR山手線 高田馬場駅 戸山口より徒歩約2分
- 西武新宿線 高田馬場駅より徒歩約3分
- 東京メトロ東西線 高田馬場駅より徒歩約5分
- 都営バス 高71（高田馬場駅前－九段下）高田馬場駅通り 下車

3 検討の経緯

時期	内容
令和7年8月	●高田馬場創業支援センター（以下、「創業支援センター」という。）と同様の機能を持つ民間の創業支援施設の増加や創業形態の多様化など、区内における創業環境が変化し、区に求められる創業支援の役割、ニーズが変容してきているため、「新宿区産業振興会議第7期報告書」において、施設のあり方検討の必要性が示された。 ●これを受け、区では施設のあり方を含め、創業支援を推進していくための検討を進めた。
令和7年12月	●新宿区産業振興会議において、区で整理した創業支援施策の将来イメージを提案し、施設を保有せずに多様な創業支援施策を展開していくことの必要性について合意形成された。
令和8年5月	●「新宿区産業振興会議第8期中間報告」において、創業環境の変化及び創業支援センターとBIZ新宿とで創業支援機能に重複が生じている状況等を踏まえ、創業支援センターを廃止し、創業支援施策を再構築する必要性が示された。
令和8年6月	●新宿区施設活用検討会において、「高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針（案）」を決定した。
令和8年7月	●以上の経緯を踏まえ、区において、「高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針（案）」を決定した。

4 創業支援センターの廃止の方針(案)

(1) 廃止の方針 (案)

- ①創業支援センターで担ってきた施策や機能をBIZ新宿に一元化する。
- ②現在の指定管理者の指定管理期間の終了に合わせ、令和10年度末をもって創業支援センターを廃止する。

(2) 廃止の理由

- ①創業支援センターと同様の機能を持つ民間の創業支援施設の増加や創業形態の多様化など、区内における創業環境が変化し、区に求められる創業支援の役割、ニーズが変容してきているため。
- ②創業支援センターとBIZ新宿とで創業支援機能に重複が生じており、BIZ新宿で発展的に継承し、多様な創業支援施策を展開していく必要があるため。

5-1 跡施設活用の方針(案)

(1) 創業支援センター廃止後の跡施設活用

①方針(案)

創業支援センター廃止後の跡施設は、現在第二分庁舎3階に所在する消費生活就労支援課（新宿消費生活センター）の執務室等として活用する。

②活用理由

消費生活センター機能を集約することで、消費生活相談員による消費者講座の拡充実施が可能となるほか、消費生活センター分館を主な活動拠点としている消費者団体と更なる連携を強化し、消費者トラブルの未然防止及びエシカル消費の推進等に関する取組の強化などにつながるため。

5-2 跡施設活用の方針(案)

(2) 消費生活就労支援課移転後の跡スペース（第二分庁舎3階）の活用

①方針（案）

現在第二分庁舎の1・2階に所在する生活福祉課・保護担当課の区民対応・執務スペース等として活用する。

②活用理由

- 生活福祉課及び保護担当課では、来庁による相談件数が増加傾向にあるなど、現庁舎の中でも特にスペースがひっ迫しているため。
- 生活福祉課及び保護担当課では、第二分庁舎内におけるフロア間の円滑な連携を図ることができるため。

6 創業支援施策の推進について

創業支援センターの令和10年度末の廃止に向けて、同センターが担ってきた機能をBIZ新宿で発展的に継承するとともに、従来からのビジネスモデルであるスモールビジネス、新しい技術やビジネスモデルを活用したスタートアップなど、それぞれの事業特性に応じた新たな創業支援施策を実施するための検討を進めていく。

高田馬場創業支援センターの廃止及び 跡施設活用の方針(案)に関する意見募集

実施期間	令和8年8月5日(水)から8月25日(火)まで
意見を提出 できる方	① 新宿区内に在住・在勤・在学の方 ② 区内事業者及び団体 ③ 施策等の案に利害関係のある方
資料の 閲覧・公開	◆以下の場所で資料を配布しています。 本庁舎対策等担当課、区政情報課(本庁舎3階)、区政情報センター(本庁舎1階)、 産業振興課(産業会館)、消費生活就労支援課(第二分庁舎3階)、特別出張所、 区立図書館、高田馬場創業支援センター・新宿消費生活センター分館 ◆以下のとおり説明会を実施します。 日時：8月17日(月)18時30分から 会場：新宿消費生活センター分館 ◆新宿区ホームページ(右記二次元コード)で資料と説明動画を公開しています。 
意見の 提出方法	意見用紙に必要事項を記入の上、郵送・ファックス・窓口持参により、ご提出をお願いいたします。(区ホームページからもご意見をお寄せいただけます。)

【問合せ先】

- 意見募集、施設活用全般について：総合政策部本庁舎対策等担当課 (電話) 03-5273-4276
- 高田馬場創業支援センター、創業支援施策について：文化観光産業部産業振興課 (電話) 03-3344-0701
- 新宿消費生活センター(分館含む)について：文化観光産業部消費生活就労支援課 (電話) 03-5273-3834